

和泉市お買い物割引チケット事業
第7弾

取扱店募集要項

和泉市お買い物割引チケット事業事務局

令和7年4月21日

和泉市お買い物割引チケット第7弾とは

和泉市お買い物割引チケット第7弾（以下「割引チケット」という。）とは、和泉市が長期化する昨今の物価高騰対策として、市民生活の支援を行うとともに、市内の消費の喚起及び商業活性化を図ることを目的に和泉市民に配布する、和泉市内の小売・飲食・サービス業の店舗等において使用可能な割引チケットです。

○発 行 者：和 泉 市

○発 行 総 額：最大4億6,000万円（予定）
（9億2,000万円の消費を喚起します）

○発 行 枚 数：920,000枚

○配 布 対 象 者：全市民（令和7年4月1日時点において、和泉市の住民基本台帳に記載されている方）

○配 布 金 額：全市民を対象に1人あたり2,500円分（500円券×5枚）

○配 布 方 法：全世帯に世帯人数分の割引チケットを分割にて郵送
（5月中旬～6月中旬予定）

○取 扱 い 方 法：和泉市内の取扱登録店で、お支払い1,000円（税込み）ごとに1枚使用することができます。割引チケットは、1枚500円分なので、額面相当金額の代金を割引してお受取りください。
なお、一会計あたり、割引チケットの利用は上限20枚です。

（例）1,000円（税込み）のお買い物では、割引チケット1枚使用することができ、500円割引となります。3,980円（税込み）のお買い物では、割引チケットを最大3枚使用することができ、最大1,500円割引となります。

○有 効 期 限：チケット到着日から令和7年10月31日（金）
※有効期限を超過した割引チケットは無効となります。

○割引チケット使用店舗：事前に割引チケット取扱店として登録された和泉市内の小売・飲食・サービス事業者の事業所及び店舗。

○登録店舗負担：割引チケット取扱店登録費用及び換金にかかる手数料の負担は無し。

和泉市お買い物割引チケット第7弾 取扱店募集要項

【取扱店の登録】

(1) 登録要件

- ①和泉市内に立地する店舗・事業所があること。
- ②『和泉市お買い物割引チケット第7弾取扱店募集要項』を遵守すること。
- ③取扱店登録には下記の要件のすべてを満たす必要があります。
 - ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う者でないこと。
 - ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者でないこと。
 - ・取扱店登録申込み時点において、和泉市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等でないこと。
 - ・和泉市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。また、それらの者が経営に事実上参画していないこと。

(2) 募集期間

令和7年2月17日（月）から令和7年3月25日（火）まで（必着）

- ・上記の募集期間までに『和泉市お買い物割引チケット第7弾取扱店登録申請書兼誓約書』と『第7弾取扱店業種一覧』を提出し、登録を完了した事業所については、割引チケット郵送時に同封する「取扱店舗一覧チラシ」と和泉商工会議所及び和泉市のホームページに掲載いたします。
- ・上記の募集期間を過ぎても、随時、登録申込みを受け付けしますが、店舗情報については、和泉商工会議所及び和泉市ホームページのみの掲載となります。

(3) 登録方法

『和泉市お買い物割引チケット第7弾取扱店登録申請書兼誓約書』と『第7弾取扱店業種一覧』に必要事項を記入のうえ、下記事務局迄FAXまたは郵送で提出してください。

※『和泉市お買い物割引チケット第7弾取扱店登録申請書兼誓約書』と『第7弾取扱店業種一覧』は、和泉商工会議所及び和泉市HPからダウンロードできます。

■登録申請書提出先

和泉市お買い物割引チケット事業事務局（和泉商工会議所内）
〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1番10号
TEL：0725-53-0330／FAX：0725-53-4747

【割引チケットの利用範囲（制限）】

（1）次に示す内容について割引チケットの利用は出来ません。

- ①一会計あたりチケット20枚を超える割引チケットの使用
- ②出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ③有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ④たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑤医療費、薬等の保険適用に係る支払い
- ⑥事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑦土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑧現金との換金、電子マネーへのチャージ、金融機関への預け入れ
- ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業などに要する支払い
- ⑩特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ⑪割引チケットの交換又は売買
- ⑫その他この割引チケットの発行趣旨にそぐわないものへの支払い

【取扱店の表示及び配布物】

（1）取扱店は、店頭や店先等に割引チケット取扱店表示ステッカー及びポスター等を必ず掲示し、利用者に周知してください。

- ①ポスター、ステッカー・・・割引チケットの取扱店であることが分かるように、店頭や店先等に掲示すること。
- ②割引チケット見本・・・割引チケットを受け取った際の偽造確認に使用すること。

【取扱店の遵守事項】

- (1) 割引チケットの利用範囲内において、割引チケットの受け取りを拒まないこと。
- (2) 割引チケットの交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 有効期限後に割引チケットを受け取らないこと。また、誤って受け取ってしまった場合は、割引チケットの換金請求はしないこと。
- (4) 偽造や明らかに不正に利用されている割引チケットの受け取りについては拒否すること。また、その際速やかにその事実を和泉市お買い物割引チケット事業事務局及び警察に報告すること。
- (5) 自らの割引チケットを自店で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為をしないこと。
- (6) 受け取った割引チケットを、換金に回さずに他の取扱店で使用しないこと。
- (7) 和泉市及び和泉市お買い物割引チケット事業事務局と適切な連携体制を構築すること。
- (8) 宅配サービスを可能とする取扱店は、取扱店一覧チラシ及び和泉商工会議所、和泉市のホームページに問い合わせ先（電話番号）を掲載することを了承し、市民から問い合わせがあった際は適切に対応すること。また、宅配サービスの利用者が割引チケットを使用し、支払いをすることを可能とすること。
- (9) その他、本事業の趣旨に反する行為を行わないこと。

【注意事項】

- (1) 偽造割引チケット
 - ①割引チケットには偽造対策を施しています。取扱店は割引チケットを受け取る際に偽造されたものでないことを割引チケットの見本を用いて確認してください。
 - ②割引チケットを受け取った取扱店は、再流通を防止するため、裏面の指定欄に日付及び取扱店名を記入または押印をしてください。
- (2) 個人情報の取扱い

和泉市及び和泉市お買い物割引チケット事業事務局は登録申請時に提出された個人情報を割引チケット事業の実施及び事務処理のみに利用し、それ以外の使用は一切行いません。

(3) 不当利得の返還

取扱店が偽りその他不正な手段により取得した割引チケットの換金請求を行う等の行為を和泉市お買い物割引チケット事業事務局が把握したときは、取扱店は期間内に取得したすべての割引チケット相当額を返還しなければなりません。

【その他】

(1) 『和泉市お買い物割引チケット第7弾取扱店募集要項』に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、和泉市及び和泉市お買い物割引チケット事業事務局がその対応を決定し、割引チケット取扱店はその決定に従うこと。

(2) 取扱店の情報（店舗名、所在地等）は、「取扱店舗一覧チラシ」や和泉商工会議所及び和泉市のホームページ等で広報します。

【使用済み割引チケットの換金方法】

(1) 使用済み割引チケットの持ち込み窓口

使用済み割引チケットは、下記の和泉市内の池田泉州銀行各支店の営業日（営業時間：平日午前9時～午後3時）に割引チケット専用封筒及び専用ダンボールに入れてご持参ください。

◇池田泉州銀行 和泉支店（和泉市府中町1丁目7番7号）

◇池田泉州銀行 和泉中央支店（和泉市いぶき野5丁目1番2号 ピポ和泉中央1F）

◇池田泉州銀行 三林支店（和泉市和田町285番地の1）

※三林支店は正午から午後1時の間、休業となります。

(2) 割引チケットの持ち込み受付期間

①池田泉州銀行への使用済み割引チケットの持ち込み可能期間は下記の通りです。

令和7年6月16日（月）～令和7年11月14日（金）

②お持ち込みの時期によって入金日が決定します。（下記スケジュール参照）

③各回請求期間内に池田泉州銀行各支店の窓口の使用済み割引チケットを専用封筒及び専用ダンボールに入れてご持参ください。

※窓口への提出回数は各自で適宜お決めください。

(3) 換金に係るスケジュール(持ち込み期間及び入金日)

	持ち込み期間(金融機関営業日に限る)	入 金 日
第1回目	令和7年6月16日(月)～令和7年6月30日(月)	令和7年7月15日(火)
第2回目	令和7年7月1日(火)～令和7年7月15日(火)	令和7年7月31日(木)
第3回目	令和7年7月16日(水)～令和7年7月31日(木)	令和7年8月20日(水)
第4回目	令和7年8月1日(金)～令和7年8月14日(木)	令和7年9月2日(火)
第5回目	令和7年8月15日(金)～令和7年8月29日(金)	令和7年9月16日(火)
第6回目	令和7年9月1日(月)～令和7年9月12日(金)	令和7年9月30日(火)
第7回目	令和7年9月16日(火)～令和7年9月30日(火)	令和7年10月15日(水)
第8回目	令和7年10月1日(水)～令和7年10月14日(火)	令和7年10月31日(金)
第9回目	令和7年10月15日(水)～令和7年10月31日(金)	令和7年11月14日(金)
第10回目	令和7年11月4日(火)～令和7年11月14日(金)	令和7年11月28日(金)

※令和7年11月14日(金)を過ぎてからの割引チケットの持ち込み及び換金については、一切応じることができませんので、くれぐれも注意ください。

(4) 使用済み割引チケットの入金口座

参加店舗登録申請時に登録された口座に振込を行います。

尚、振込名義は「和泉市お買い物割引チケット事業事務局(イズミシオカイモノワリビキチケットジムキョク)」名となりますので、ご確認ください。

【お問合せ先】

和泉市お買い物割引チケット事業事務局(和泉商工会議所内)

平日9:00～17:15(土・日・祝日除く)

〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1番10号

TEL:0725-53-0330/FAX:0725-53-4747

ホームページ(<http://www.izumicci.jp>)